

平成27年度

教育委員会定例会
(3月)



まっすぐかのや

平成28年3月10日(木)

鹿屋市教育委員会

会 議 日 程

日 時 平成28年3月10日（木） 午後3時00分

場 所 教育長室

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
 - (1) 議案第27号 鹿屋市第2期教育振興基本計画の策定について (P 2)
 - (2) 議案第28号 鹿屋市教育委員会の権限に属する不利益処分に関する不服申立ての審査に係る事務の委任に関する規則の廃止について (P 3)
 - (3) 議案第29号 鹿屋市教育委員会事務局等文書規程の一部改正について (P 5)
 - (4) 議案第30号 鹿屋市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部改正について (P 8)
 - (5) 議案第31号 鹿屋女子高等学校活性化検討委員会設置要綱の制定について (P 11)
 - (6) 議案第32号 鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正について (P 14)
- 5 報告
 - (1) 平成28年度鹿屋市一般会計当初予算について (P 17)
 - (2) 鹿屋市議会3月定例会の一般質問について (P 18)
 - (3) 鹿屋看護専門学校専任教員の採用について (P 19)
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

議案第27号

鹿屋市第2期教育振興基本計画の策定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成28年3月10日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市第2期教育振興基本計画を策定したいので、本案を提出するものである。

議案第28号

鹿屋市教育委員会の権限に属する不利益処分に関する不服申立ての審査に係る事務の委任に関する規則の廃止について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成28年3月10日提出

鹿屋市教育委員会

教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い、公平性の向上の観点から教育長に委任している事務を教育委員会の事務としたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市教育委員会の権限に属する不利益処分に関する不服申立ての審査に係る事務の委任に関する規則を廃止する規則

鹿屋市教育委員会の権限に属する不利益処分に関する不服申立ての審査に係る事務の委任に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

【参考】

○鹿屋市教育委員会の権限に属する不利益処分に関する不服申立ての審査に係る事務の委任に関する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、鹿屋市公平委員会が行う不利益処分に関する不服申立ての審査に関し、鹿屋市教育委員会が当事者として行う事務を、教育長に委任する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日教委規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第29号

鹿屋市教育委員会事務局等文書規程の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成28年3月10日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市教育委員会事務局等の文書の記号について、簡易表記にしたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市教育委員会事務局等文書規程の一部を改正する訓令

鹿屋市教育委員会事務局等文書規程（平成18年鹿屋市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「鹿屋教」を「鹿教」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

鹿屋市教育委員会事務局等文書規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市教育委員会事務局等文書規程 平成18年1月1日教育委員会訓令第1号 鹿屋市教育委員会事務局等文書規程 (趣旨)</p> <p>第1条 鹿屋市教育委員会の事務局及び教育機関(学校を除く。)における文書の取扱いは、この規程の定めるところによる。 (記号及び番号)</p> <p>第2条 文書には、鹿教及び課名又は教育機関の頭文字の記号を冠し、文書処理簿により番号を付する。 (その他)</p> <p>第3条 この規程に定めるもののほか、文書の取扱いについては、市長の事務部局の例による。</p> <p>附 則 この訓令は、平成18年1月1日から施行する。</p>	<p>○鹿屋市教育委員会事務局等文書規程 平成18年1月1日教育委員会訓令第1号 鹿屋市教育委員会事務局等文書規程 (趣旨)</p> <p>第1条 鹿屋市教育委員会の事務局及び教育機関(学校を除く。)における文書の取扱いは、この規程の定めるところによる。 (記号及び番号)</p> <p>第2条 文書には、鹿屋教及び課名又は教育機関の頭文字の記号を冠し、文書処理簿により番号を付する。 (その他)</p> <p>第3条 この規程に定めるもののほか、文書の取扱いについては、市長の事務部局の例による。</p> <p>附 則 この訓令は、平成18年1月1日から施行する。</p>

議案第30号

鹿屋市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成28年3月10日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

小中学校学校事務支援室の拠点校を変更したいので、本案を提出するものである。

鹿屋市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部を改正する訓令
鹿屋市立小中学校学校事務支援室運営規程（平成24年鹿屋市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中鹿屋市立第一鹿屋中学校の項を次のように改める。

鹿屋市立花岡小学校	鹿屋市立西原小学校 鹿屋市立西原台小学校 鹿屋市立野里小学校 鹿屋市立第一鹿屋中学校 鹿屋市立花岡中学校
-----------	--

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

鹿屋市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部改正新旧対照表

改正後		改正前	
○鹿屋市立小中学校学校事務支援室運営規程 平成24年1月11日教育委員会訓令第1号		○鹿屋市立小中学校学校事務支援室運営規程 平成24年1月11日教育委員会訓令第1号	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
拠点校	連携校	拠点校	連携校
略		略	
鹿屋市立田崎中学校	鹿屋市立田崎小学校 鹿屋市立吾平小学校 鹿屋市立鶴峰小学校 鹿屋市立下名小学校 鹿屋市立吾平中学校	鹿屋市立田崎中学校	鹿屋市立田崎小学校 鹿屋市立吾平小学校 鹿屋市立鶴峰小学校 鹿屋市立下名小学校 鹿屋市立吾平中学校
<u>鹿屋市立花岡小学校</u>	<u>鹿屋市立西原小学校</u> <u>鹿屋市立西原台小学校</u> <u>鹿屋市立野里小学校</u> <u>鹿屋市立第一鹿屋中学校</u> <u>鹿屋市立花岡中学校</u>	<u>鹿屋市立第一鹿屋中学校</u>	<u>鹿屋市立西原小学校</u> <u>鹿屋市立西原台小学校</u> <u>鹿屋市立花岡小学校</u> <u>鹿屋市立野里小学校</u> <u>鹿屋市立花岡中学校</u>
鹿屋市立大始良小学校	鹿屋市立高須小学校 鹿屋市立南小学校 鹿屋市立西俣小学校 鹿屋市立大始良中学校	鹿屋市立大始良小学校	鹿屋市立高須小学校 鹿屋市立南小学校 鹿屋市立西俣小学校 鹿屋市立大始良中学校
以下略		以下略	

議案第31号

鹿屋女子高等学校活性化検討委員会設置要綱の制定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成28年3月10日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋女子高等学校の特色ある取組及び魅力ある学校づくり等の活性化について意見聴取する鹿屋女子高等学校活性化検討委員会を設置したいので、本案を提出するものである。

鹿屋女子高等学校活性化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿屋市立鹿屋女子高等学校（以下「鹿屋女子高」という。）の特色ある取組及び魅力ある学校づくりについて多角的に検討するため、鹿屋女子高等学校活性化検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、鹿屋女子高の活性化策について協議検討し、鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見等を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済団体等代表者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月 日から施行する。

議案第32号

鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成28年3月10日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

特別支援教育支援員が土曜授業に勤務した場合、勤務日以後に勤務の振替ができるようにしたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱（平成19年鹿屋市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、学校長は、支援員に土曜日に勤務することを指示し、同一週内での勤務の割振りが困難と認める場合は、当該勤務を指示した日を起算日とする4週間後の日までの期間以内で勤務を振り替えることができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱 平成19年12月25日教育委員会告示第4号 (勤務日及び勤務時間)</p> <p>第6条 支援員の勤務日は、原則として当該支援員が勤務する学校における教職員の勤務日に準ずる。</p> <p>2 支援員の1日の勤務時間は、原則として1日につき7時間30分、1週間につき37時間30分を超えない範囲内で学校長が定める時間とし、その割振りは学校長が定める。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、学校長は、支援員に土曜日に勤務することを指示し、同一週内での勤務の割振りが困難と認める場合は、当該勤務を指示した日を起算日とする4週間後の日までの期間以内で勤務を振り替えることができる。</u></p>	<p>○鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱 平成19年12月25日教育委員会告示第4号 (勤務日及び勤務時間)</p> <p>第6条 支援員の勤務日は、原則として当該支援員が勤務する学校における教職員の勤務日に準ずる。</p> <p>2 支援員の1日の勤務時間は、原則として1日につき7時間30分、1週間につき37時間30分を超えない範囲内で学校長が定める時間とし、その割振りは学校長が定める。</p>

報告(1)

平成28年度鹿屋市一般会計当初予算について

(別 紙)

平成28年度当初予算 教育委員会計上額

(単位：千円)

	課名	区分	経常	政策	事業費計	備考
1	教育総務課	H27年度9月現計	459,280	1,215,499	1,674,779	
		予算額	464,102	690,885	1,154,987	
		増減	4,822	△ 524,614	△ 519,792	
2	学校教育課	H27年度9月現計	779,336	168,633	947,969	
		予算額	786,608	166,780	953,388	
		増減	7,272	△ 1,853	5,419	
3	学校教育課 看護専門学校	H27年度9月現計	45,444	2,862	48,306	
		予算額	41,067	5,775	46,842	
		増減	△ 4,377	2,913	△ 1,464	
4	学校教育課 鹿屋女子高	H27年度9月現計	65,850	28,081	93,931	
		予算額	65,092	45,565	110,657	
		増減	△ 758	17,484	16,726	
6	生涯学習課	H27年度9月現計	169,576	60,759	230,335	
		予算額	169,809	60,699	230,508	
		増減	233	△ 60	173	
7	生涯学習課 中央公民館	H27年度9月現計	149,428	21,645	171,073	
		予算額	148,708	66,229	214,937	
		増減	△ 720	44,584	43,864	
8	文化財センター	H27年度9月現計	4,590	25,060	29,650	
		予算額	4,755	19,152	23,907	
		増減	165	△ 5,908	△ 5,743	
	教育委員会合計	H27年度9月現計	1,673,504	1,522,539	3,196,043	
		予算額	1,680,141	1,055,085	2,735,226	
		増減	6,637	△ 467,454	△ 460,817	

報告(2)

鹿屋市議会 3月定例会の一般質問について

(別 紙)

報告(2)

鹿屋市議会 3月定例会の一般質問について（教育委員会関係）

番	件名	質問の要旨	答弁の要旨	議員名
1	市民に期待され夢を育むスポーツ振興策について	○ 来る東京オリンピックや鹿児島国体に向け、教育委員会としても、部活動の充実等を通して、選手の育成に力を入れてほしい。	○ 体育や部活動の充実、オリンピックや国体に対する興味・関心の高揚、各団体との連携協力を通して体力・競技力向上の基盤づくりに努める。	【代表】 会派至誠 (岡元議員)
2	教育行政について	○ 教育行政の大綱に基づき、教育振興基本計画の後期計画を策定中であるが、前期計画の評価と今後5年間の教育施策方針を示せ。	○ 教育大綱の基本理念及び基本目標を8つの方向性に体系化し、学校・家庭・地域等との十分な連携を図りながら、未来を担う心豊かでたくましい人づくりを目指して事業を推進する。	【代表】 政経クラブ (別府 込 議員)
		○ 現在の鹿屋市奨学資金の利用状況と課題を示せ。	○ 利用状況は高校生8人、専門学校生22人、大学生等42人の合計72人、貸与総額は2,353万2千円である。 課題は利用者の減少、過去5年間で、20.9%減少、高校生で55.6%減少している。	
		○ 給付型奨学金を導入する考えはないか。	○ 給付型奨学金の導入は多くの課題が在ることから、国や県の実施状況を注視し、関係課と十分協議しながら、今後の方向性を検討する。	
		○ 本市のICTの整備状況と今後の取組方針を示せ。	○ 全ての小中学校にインターネット等を始めパソコン室等を整備している。今後の取組としては、学力向上等教育効果の向上、情報処理能力の向上、情報モラルの力をつけることの3つを大事にしていく。	

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校周辺での交通事故や不審者等による犯罪件数を示せ。 ○ 被害防止や犯罪防止等に有効な防犯カメラを設置する考えはないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故:H25(14件)H26(13件)H27(17件) 不審者等:H25(15件)H26(18件)H27(13件) ○ 防犯カメラ設置については、画像の管理や流出、漏洩、設置費用、メンテナンス等の課題から引き続き研究していく。 	
3	心の架け橋プロジェクト事業について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校の現状を考えると、マイフレンド相談員、指導員の人数を増やすなどの充実を図れないか。 ○ 教育相談室の設置状況はどうか。 ○ スクールソーシャルワーカーを市として独自に配置する考えはないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別支援チームの活性化を図り、小中連携により組織的・計画的に対応を行っていく。 ○ いくつかの学校では専用の相談室がなく保健室等を代用している状況があるので、より望ましい教育相談がされるように指導していく。 ○ 県の委託事業修終了に伴い、平成28年度から市が独自に配置する。 	<p>【代表】 社民・民主・市民連合 (西口議員)</p>
	特別支援教育支援員及び学習支援員の配置について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育支援員の増員を図っている状況と今後の方向性について示せ。 ○ 学習支援員の配置をどのように検討されているか、示せ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援員の配置は、H25(23人)、H26(25人)、H27(30人)と増員を図っている。今後も児童生徒の実態を把握し、個に応じた指導のより一層の充実を図る必要があると考える。 ○ 定数に加え、74人の加配教員を配置している。しかし、学習内容を十分に理解できない児童生徒もいる。 個別指導等は、まずは、特別支援教育支援員の充実を図り、より一層、一人一人を大切に教育に努める。 	
	子どもの貧困について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給食費を自治体が負担しているところもあり、全額補助は難しいが、全児童・生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護制度や就学援助制度において、各市町同様、援助の必要な家庭は、現行制 	

		に対する一部補助はできないか。	度で支援していく。	
4	教育行政について	○ 家庭学習にも課題はあると考えるが、学校教育として、全ての根本となる国語力をどのように育てていくのかを示せ。	○ 「国語の授業力向上への取組」、「全教科等での言語活動の取組」、「読書活動への取組」の3つに取り組んでいるが、子どもたちの持つ能力が十分に発揮されていない。 全ての根幹となる国語力はもとより、学力全般の向上へ向け、全力を尽くす。	【代表】 会派創生 (津崎議員)
		○ 耐震化が今年度で終了するが、老朽化した体育館を含む校舎等の今後の対応について示せ。	○ 学校施設の老朽化対策は、安全面での不具合の解消を第一に、併せて空調設置や洋式トイレへの改修等の設備面や機能面の工場など、複合的に行う。今後も学校の状況を把握し、財政状況を考慮して計画的に取り組む。	
		○ 鹿屋女子高は、自衛隊近くに建設するより、環境の良い候補地を探すか、閉校跡地に建設すべきと思うがどうか。	○ 現在の場所が通学する生徒の利便性が高いこと、移転費用が多額となることなどから現在の場所に建設することが望ましい。	
		○ 鹿屋寺子屋事業に、学校の現職教員を活用する考えはないか。	○ 学校教育外の活動であることから、学習指導の経験のある市退職校長会の協力も得ながら地域ぐるみの学習支援となるよう計画している。	
5	子育て支援について	○ ふるさと納税寄附金等を活用して、学校給食費の全額助成又は半額助成を行う考えはないか。半額助成の場合、経費はどの程度必要か。	○ 半額助成の場合、約2億2千万円の財源が必要となる。 経済的理由により就学が困難と認める児童生徒の保護者に対し、現行制度で支援している。	【代表】 清風会 (中牧議員)
		○ 経済的理由の基準はどうか。また、未納者・滞納者の現状と対策はどうか。	○ 保護者の総収入額が、生活保護認定基準に満たない場合、援助費を支給している。 滞納者の状況は、H26決算で133人、約278万円となっている。滞納対策は、2か月以	

			上納入がない場合、督促状送付、電話等で催促、学校職員等による自宅訪問を継続的に実施している。	
	鹿屋女子高等学校の整備計画について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設整備における鹿屋市の負担額と返済計画を示せ。年間の管理費の総額と鹿屋市の負担額を示せ。 ○ 学校規模について、現状程度を維持し、安定的に生徒数を確保できるようにしているが、人口減少が進む中、実現できるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 概算事業費は約22億円、財源として国庫補助金約2億円、残りは合併特例債と一般財源である。返済計画は起債額が確定した段階で決定されるので、現段階で示すことができない。年間の管理費は人件費を含め約4億5千万円であり、約4億円は普通交付税に参入されている。 ○ 今後20年程度は一定程度の生徒数を確保できると判断している。魅力ある学校づくりが重要であることから活性化検討委員会を設置し、様々な意見をいただき、検討していく。 	
	学校給食センターの整備計画について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度策定の鹿屋市学校給食共同調理場整備実施計画では、南部と北部の2か所に学校給食センターを集約するとしているのに、なぜ、吾平学校給食センターを当面稼働させるのか、理由を具体的に示せ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 吾平学校給食センターは、まだ十分活用でき、それを活用することにより北部学校給食センターの規模縮小が図られ、建設コストの削減につながることから、当面、併用しながら稼働させる。 	
6	通学における自転車保険について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の中学校及び鹿屋女子高の生徒の中で、自転車通学をしている生徒数を示せ。そのうち自転車保険に加入している生徒数を示せ。 ○ 通学時における自転車事故件数を示せ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校及び女子高の自転車通学生は1,199人で、うち保険加入者は、630人で自転車通学生全体の53%である。 ○ 過去5年間の登下校時の事故発生件数は、H23は0件、H24は2件、H25は1件、H26は3件、H27は2件の計8件である。 	【個人】 福田議員

		<p>○ 通学路で自転車による人身事故を起こした場合、自転車通学を許可した学校側の責任について、どのように考えるか。</p> <p>○ 保護者に対して、自転車保険への加入を義務付けるべきであると思うが、どうか。</p>	<p>○ 生徒の安全安心の確保は、学校にとって極めて重要なことであり、各学校で交通ルールやマナー、責任の重さ、安全運転の大切さ等について指導を行っている。</p> <p>○ 自転車の任意保険の義務化について、学校やPTA等にはたらきかける。</p>	
7	鹿屋市歴史資料館の設置について	<p>○ 鹿屋の成り立ち、歴史が1か所で理解できる施設を既存の展示物を集約して造れないか。</p>	<p>○ 施設の集約に加え、展示内容の充実や企画展の開催など工夫しながら、市民が過去を知り、現在を見つめ、未来を創造できるような資料館の在り方を研究していく。</p> <p>　　今後は、より広域的な文化財行政に取り組み、総合的に文化財の有効活用について検討していく。</p>	<p>【個人】 児玉議員</p>

報告(3)

鹿屋看護専門学校専任教員の採用について

【 本 議 案 は 非 公 開 】